

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 7 月から 22 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月から 22 年 6 月まで

私の年金加入記録照会や障害年金について、私の父が A 年金事務所で相談をしたところ、平成 20 年 7 月から 22 年 6 月までの国民年金保険料が免除されていなかった。

申立期間の国民年金保険料については、平成 20 年 5 月 13 日に、私の父が B 市区町村役場において 19 年 7 月から 20 年 6 月までの免除申請を行った時に、継続扱いとなるよう受付の職員に依頼したはずであり、同申請を行った時に、継続扱いとなるよう依頼したことを記載した「免除申請記入の説明用紙」を現在も所持している。

このため、申立期間の保険料が申請免除となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、平成 21 年 4 月から 22 年 3 月までの国民年金保険料納付書が 21 年 2 月 23 日に発行されていることが確認でき、申立人の父は、同納付書が送付された時点で、申立期間について保険料申請免除が継続となっていなかったことを承知できたものと考えられる。

また、申立人の父は、申立人の国民年金保険料申請免除が継続扱いとなるよう受付の職員に依頼したことを示す旨のメモ書きがある「免除申請記入の説明用紙」を所持しており、同説明用紙のメモ書きのとおり、平成 20 年 5 月 13 日に、B 市区町村役場において、申立人に係る 19 年 7 月から 20 年 6 月までの免除申請を行った時に、継続扱いとなるよう受付の職員に依頼したと主張しているが、申立人に係る「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」からは、継続希望をした形跡は見当たらず、B 市区町村において免除申請し

た年月日と申立人の父が所持する前述の説明用紙に記載されているメモ書きの日付とが相違している。

さらに、B市区町村が保管する「国民年金保険料免除・納付猶予申請受付処理（承認通知）簿（平成20年5月27日に、同市区町村からA社会保険事務所（当時）に進達）に、申立人と同頁に記載されている者20人のうち、同年7月から全額申請免除となっている4人全員には、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の継続申請欄に「希望有り」の記入があり、申立人のように継続申請欄が未記入の者は見当たらない。

加えて、年金事務所から、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の継続希望申請者記入欄の「はい」「いいえ」のどちらも選択していない場合は、「いいえ」を選択したものとして扱っているとの回答を得ている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 54 年 3 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和 46 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、親が国民年金の加入手続を行い、保険料についても、私に代わって親が納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入者の国民年金被保険者資格取得日が昭和 55 年 6 月 23 日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、この時点において、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和 56 年 7 月に、その時点で遡って納付することが可能な限度である申立期間直後の 54 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、その両親が国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付を行ったと主張しているが、その両親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

私は、20歳の時に役場で国民年金の加入手続を行い、保険料については、同居していた義父母が自分たちの分とともに納税組合を通じて納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和50年7月3日であること、及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、同年7月末日が過年度納付の期限である48年4月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は50年7月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和50年7月の時点において、申立期間の保険料は時効により過年度納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納税組合を通じて納付していたと主張しており、後からまとめて納付したことはないとしているなど、特例納付制度により納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から7年2月までの期間及び10年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から7年2月まで
② 平成10年4月から13年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成2年4月から7年2月までの期間及び10年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっていた。2年4月頃、母親が国民年金の加入手続を行い、私が学生の時は保険料も納付してくれていた。その後の保険料については、両親に納付してもらったり、自分で納付したりしていた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が9年4月1日であること、及びオンライン記録により、申立人は同年4月30日に、その時点で遡って納付することが可能な限度である7年3月から8年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は9年4月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、平成9年4月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、同制度の導入に伴って、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人及びその両親は申立期間に係る国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から61年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。昭和61年3月頃、父親の生命保険を解約し、申立期間の保険料を一括で納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月頃に申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が63年4月26日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、上述のとおり、昭和63年4月以降に国民年金の加入手続を行ったと推認できるとともに、オンライン記録により、厚生年金保険等加入者の被扶養配偶者に係る被保険者区分が任意加入から強制加入に変更となった61年4月1日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できるが、同年3月以前の申立人の夫が厚生年金保険被保険者である期間については、申立人は任意加入対象期間であるため、遡って資格取得することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は昭和63年7月1日に、申立人の国民年金加入期間の全てに当たる61年4月から63年7月までの保険料を一括で納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間の納付を申立期間の納付と記憶違いしていることが考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。

しかし、この処理には納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 5 年 4 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 14 年 7 月までは 62 万円、同年 8 月から 15 年 6 月までは 56 万円、同年 7 月から同年 8 月までは 41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（17 年 3 月 1 日）の後の 18 年 4 月 21 日付けで、5 年 4 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記事項全部証明書により、申立人は、申立期間において、同社の取締役を務めていたことが確認できる上、当委員会の先例における調査により、申立人は同社の経営に関わっており、社会保険の届出を行っていたことが判明している。

また、上記調査により、事業主及び申立人自身から、保険料の滞納を解消する方法として、経営者一族の標準報酬月額を遡って減額することを社会保険事務所（当時）から提案され、それに応じた旨の証言が得られている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）における被保険者資格喪失日が平成 11 年 8 月 31 日となっており、C社における被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっている旨の回答を受けた。
しかし、これはグループ会社内の異動であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の離職年月日は平成 11 年 8 月 20 日となっているとともに、同年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しているC社においては雇用保険の被保険者資格を取得していないため、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立期間当時のA社の代表取締役等に照会したものの、回答が得られなかったため、申立期間における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同様にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失している同僚二人のうち一人については、申立人と同様に雇用保険の被保険者記録における離職年月日が同年 8 月 20 日となっているとともに、C社において同年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、残る一人についても、雇用保険の被保険者記録における離職年月日は同年 4 月 20 日であり、商業登記簿謄本により

A社及びC社と代表取締役が同一人物であることが確認できるD社において同年9月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該二人に照会したものの、回答が得られないため、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 25 日から 33 年 6 月 29 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 27 年 3 月 25 日から 33 年 6 月 29 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。
しかし、私は、脱退手当金を受領した記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 33 年 7 月 30 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社における厚生年金保険被保険者期間が 6 年 3 か月である申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 37 年 11 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市区町村にあったB社に勤務していた昭和 36 年 11 月から 37 年 11 月までの期間について、加入記録が無かったとの回答を受けた。
しかし、私は、B社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にB社C工場に勤務していたことは推認できる。

一方、B社から、申立人の勤務状況及び厚生年金保険に係る書類が残っていないため詳細は不明であるものの、申立期間当時、正社員でない場合は社会保険に加入させていなかった旨の回答が得られた。

また、申立人が氏名を挙げた同僚2人のうち1人は、申立期間に係るB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に氏名が無く、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有していないとともに、当該同僚のオンライン記録により、昭和 37 年 4 月から 41 年 12 月までにおいては国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できるため、当該同僚に照会したところ、当時は日給月給制であり、正社員ではなかった旨の証言が得られた。

さらに、B社C工場に係る被保険者名簿において確認できる、昭和 36 年 11 月から同年 12 月までの間に被保険者資格を取得し、連絡先が判明した同僚6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除についての具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立期間に係るB社C工場における被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。